

情報通信審議会 有線放送部会（第23回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年10月22日(月) 16時10分～17時45分

於、1101会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、長村 泰彦、大谷 和子、
根岸 哲

（以上5名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）河内 正孝（審議官）、
藤島 昇（地域放送課長）、吉田 博史（地上放送課長）、
吉田 真人（放送政策課長）

(2) 中国総合通信局

吉本 孝司（放送部長）

(3) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問
第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第11
88号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

開 会

○根元部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会有線放送部会の第23回でございますが、会議を開催いたします。本日は、委員5名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は情報通信審議会議事規則第9号第1項第2号の規定によりまして、非公開にて会議を行いたいと思います。

議 題

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題はここ5回ぐらいやっております諮問の第1180号から1190号の、いわゆる「中国地域の裁定案件」でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに「テレビせとうち株式会社からの追加意見書」が出ております。これにつきまして、総務省から説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、資料23-1と右肩に書かれております2枚物の「意見書（追加）」と書かれた資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、この中身ですけれども、この資料は有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づきまして、平成19年9月28日付でテレビせとうち株式会社——以下「TSC」と略称させていただきます——から提出された資料でございます。なお、TSCからは既に8月29日付で1度追加意見が提出されておりました、この意見につきましては9月26日の第22回会合においてご報告させていただいたところでございますが、その後、さらに新しい事実が判明したことから、尾道ケーブルテレビ株式会社に対し「有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由」ということで追加してきたものでございます。

ということで、資料の2ページ目をお願いしたいと存じます。追加理由について

読み上げさせていただきます。

今回、尾道ケーブルテレビについて下記の新しい事実が判明いたしました。

三原市に旧本郷町と旧久井町をエリアとして三原市が管理、運営を行なっている三原市ケーブルネットワークという有線放送施設があります。尾道ケーブルテレビはこの施設の開設当初より、この施設を使用して自社の多チャンネルサービスを行なっており、その中で当社の放送も再送信を行なっています。

当社に対して、これまで尾道ケーブルテレビからこの地区での再送信について同意の申し入れはされたことはありません。また今回の裁定申請においても、尾道ケーブルテレビから「再送信を行なおうとする区域」としてこの地区の再送信は申請されておられません。

自社のサービスエリアについて、同意を得ないまま再送信を行なうだけでなく、自治体が管理、運営する有線放送施設など他の施設を利用して同意を得ない再送信を行なうことは、問題があるのではないのでしょうか。こうしたことが認められれば、今後自治体の有線放送施設などを利用して、再送信の範囲が大きく拡大していくことが予想されます。

この件について平成19年9月27日に尾道ケーブルテレビに対し、三原市ケーブルネットワークでの当社の放送の再送信を中止するよう求めました。

今回の裁定にあたっては、こうした状況もご勘案の上、ご判断をいただくようお願いいたします。

という意見でございました。本件については以上でございます。

○根元部会長 意見書が出ておりますが、これは我々にとってはどうしようもないじゃないですか。これはこれとして、しかるべき処置というか、総務省か何かでやっていただかないと、ですよ。

○藤島地域放送課長 はい。

○根元部会長 今回の裁定に当たって、ご勘案の上というけれども、考える必要があるんですか。これは明らかに同意をとっていないのだから、ルール違反です。ルール違反があるということを指摘されていて、そういう事実もあります、知っておきなさいというだけで我々は理解していればいいのですか。

○根岸委員 わかりませんが、これは適格性ということを行っているわけですよ。

それで、どの時点で適格性というのか……、でも、我々がやっていることは、今の我々が判断する時点の適格性なんですよね。もしそうであれば、適格性に関係がないとは言えないとも思いますが、わかりません。

○根元部会長 尾道ケーブルテレビは、今回対象になっているのでしたっけ。

○藤島地域放送課長 はい、裁定申請が上がってきております。上がってきておるのは、ただし、三原市のエリアとは違うところ……。

○根元部会長 三原市は入っていない。

○藤島地域放送課長 はい、入っておりません。

○根元部会長 ここは対象外になるんですね。対象外ということで、この地域に関しては、我々は直接判定にはコミットできないですね。

○関根部会長代理 ちょっと確認なんですけども、この三原市ケーブルネットワークというのは、三原テレビさんとは全然違う別物なんですね。

○藤島地域放送課長 多少ややこしい構造になっていまして、尾道市があって、三原市のケーブルがサービスエリアもあると。で、三原市がこのたび合併して、三原市のエリアが広がったんです。それで広がった、ここに載っております旧本郷町と旧久井町という部分について、もともと自治体ケーブルを尾道ケーブルが施設を借りて、尾道ケーブルが区域外再送信のサービスを無断で、同意を得ないまましておった。それが今回の合併によって、三原市のエリアになって、三原市のエリアになると同時に、旧本郷町と旧久井町のケーブル施設が三原市の施設になった。だから、結局三原市のケーブル施設を尾道ケーブルが借りて、三原市のエリアの一部のサービスを行っているという構造、合併の関係でちょっとややこしいんですけれども、そういう格好に今なっております。

それで、三原ケーブルは旧三原市の部分をやっておって、これについては裁定申請が出てきております。また、尾道ケーブルのほうも、自分たちの本来の尾道市の部分については裁定申請を出してきております。それで、実は本郷町と久井町というのは、いわば今回の裁定については、この部分について置いてきぼりになっているので、追加裁定申請を上げてくるという話があり、実際に総通局まで……。

○吉本中国総合通信局放送部長 1度来ました。

○藤島地域放送課長 1度来たんです。それで、来たんですけど、ただ、これについては何しろ何にも今まで同意もとっていない、交渉もしていないという状況なので……。

○関根部会長代理 言ってみればそこは何もないわけですね。協議もない、不同意もな

い……。

○藤島地域放送課長 何もないわけです。何もないので、そもそも裁定申請を上げてくる、事前に協議ができなかった、あるいは協議ができないという事情があれば裁定してきてもらうということも可能ですけれど、そもそも裁定してくる条件も満たしていないのではないかとこのことをちょっと申し上げまして、それで結局、今、いったん書面は来ておるんですが、取り下げる方向で聞いております。

それで、また今後、実はテレビせとうちも今までの審議の中で、こういうことがあるというのを知らなかった、勝手に広げられているんですと申しております、今回こういうことでそれがわかったので、これについては厳重に抗議する。ついては、やはり再送信を止めるよう強く求めるということをお願いしており、また今後の話ですのでまだ再送信をしているはずですが、これについては一度止めて、きれいな体になって、再度という方向で、今ちょっと地元で調整しておると伺っております。

○根元部会長 でも、そうしていただかないとテーブルには乗らんとしますね。だから、どうもルールをみんなが守ってなくて、こんなに全国あちこちにたくさんあるじゃないですか。氷山の一角のような気がする。

○関根部会長代理 そうですね。今おっしゃられたとおり、いわゆる市町村合併によってエリアが変わったことによる、ここの部分だけはやっていないというケースがほかにも出てくる可能性はありますか。

○藤島地域放送課長 やりたいけど、認めてもらえないので困っているという相談は、幾つかの自治体から受けたことはございます。

○大谷委員 そもそも、故意とか悪意ということ言えば、知らなかったと言っているのはあり得るのでしょうか。知らずに再送信されてしまっていたと。自分の施設であれば当然わかるんでしょうけれども、たまたま三原市のケーブルネットワークという施設に流していたらそんなふうに拡大していたというのは、尾道ケーブルさんの責任だと言えるような技術的な環境にあるんですか。知らないうちにエリアが拡大してしまっていたということはあるのでしょうか。それとも、番組表なども普通に配布していて、認識していたはずだと言えるようなことなのか。

○藤島地域放送課長 法制度的に言いますと、実は営業エリアの拡大をやるときには、業務の届け出を各総合通信局のほうにしなければならない。総合通信局にそれを届け出すときに、再送信を行うときには放送元事業者の同意が必要、少なくとも同意の見込

みがありますということを上げてきてもらう話ですので、勝手に再送信というのは、本来我々が少なくとも予定しておることではない。あくまでも基本的には同意書を添付してください、それから、あるいは同意書が間に合わない場合には、少なくとも同意の見込みをちゃんとつけてくださいという話できていて……。

○大谷委員　いや、それがもともとわかっていたら、そういう手続もできるんだと思うんですけども、自分のところの施設ではなくて三原市の設備を使っているの、たまたまそちらにまで流れていたのが後で気づいたということが本当に言えるのか、主張できるのかということなんです。つながっているのはもちろん番組供給というか、わかっていたけれども、そんなにエリアが広い領域だとはそもそも知らなかったというような抗弁が成り立つものなのか、それともどこまでつながっているかはおのずとわかるはずだ、わざわざ調べなくてもわかるはずだと言える状態なのかというのが。技術的にはわかるんですか。

○吉本中国総合通信局放送部長　地元の中国総合通信局の吉本でございますけども、この尾道ケーブルの旧本郷町、旧久井町のエリアにつきましては、三原市自身が高度なBSとかCSのサービスができないということで、その部分を尾道ケーブルに委託して、尾道ケーブルのサービスとしてやってもらうということでやっております、その中で、尾道ケーブルにテレビせとうちが入って、それも流すことが可能だということがわかったもので、地元との話し合いの中で、テレビせとうちを流そうか、流すまいかということで議論しておったところなんです。ただ、もとの尾道ケーブル自体の同意が、いわば暗黙の了解というか、一度同意がいただいたものが更新できずに切れていた状態の中でやったもので、これは難しいのでどうしようと言っていたまま議論が断ち切れになったままで、結局はズルズルと続けていたということがちょっと調査しましたら判明しました。

そういう意味では、知っておったというのも事実なんですけども、その後、失念していたというのもまた事実でございます。

○大谷委員　じゃあ、認識は間違いなくあったということなんですね。

○吉本中国総合通信局放送部長　はい。あったということです。

○根元部会長　技術的にはどうってことのない技術ですから、自分がどういふのを流しているかというのは、見れば全部わかるわけで、プロとしては知らなかったとは言えないですね。

それでは、そういうことで、やはりきちんとしていただいてから、当部会で議論させていただいて、今回の裁定には影響しないというふうに取り扱わせていただきます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　それでは、次の審議事項に移りたいと思います。

裁定でございますが、長村先生が前回ご欠席でございましたので、前回の1つの結論は、17の組み合わせがあるわけでございますが、全部期限切れであることは事実でございます。期限があつて、そこから同意についての手続がずっと続いている。長いものでは10年間続いている。それを違法であると決めつけないで、協議の進行中であるかどうかを認識したほうがいいだろう。意図的なこともありますし、いろんな解釈でありますが。その協議が継続しているということであれば、我々は裁定にいろいろなコメントができるだろうと。おそらく、あくまでも違法と言ってしまえばそれで話は終わってしまうということで、すべての組み合わせについて、期限が切れてから協議を続けている状況がどのようなものであるかを少し精細に調べてみましょう。それは事務局にお願いして、ケース・バイ・ケースについてまた議論しましょうとなったわけです。根岸先生からは、ケース・バイ・ケースでやるのに、一般的に理解できるような切り分けができるかどうか、一括でやるということもあるというお話でございました。

きょうは、その辺を少しご議論いただいて進めたいと思います。

それで、事務局には前回のお願いといたしますか、今私が申し上げたような先生方からいただいた意見に基づいて資料を作成していただいておりますので、まずそれをご説明いただいて、その後に審議させていただきたいと思います。

それでは、よろしくどうぞお願いします。

○藤島地域放送課長　それでは、ただいま部会長からお話のありました件につきまして、資料23-2と資料23-3という2つの資料にまとめさせていただきました。

資料23-2のほうは、「中国地方の裁定申請における再送信同意更新に係る協議状況について」という、事実関係について簡潔にまとめさせていただいたものでございます。先ほどの17件の1つずつについて一件一葉で時系列でまとめております。また、資料23-3は、この事実関係に基づきまして、事務局のほうで前回の資料を若干手直しして、まとめ直させていただいたものでございます。この両資料についてまず簡単にご説明させていただきます。

まず、資料23-2でございますが、この資料は再送信同意の更新等に係る協議をどのように行っていたか、申請者、裁定に係る放送事業者双方に確認した結果を取りまとめたものでございます。なお、同意期限の到来時点と、中国総合通信局からアナログ放送の再送信同意の個別協議を要請した平成19年2月7日の時点を使って、大きく3つのフェーズに表を分けております。また、双方の認識が合致しているものにつきましては太字にするとともに、事業者ごとに1シートごととしてまとめております。以下順番に説明いたします。

まず、表紙から2枚めくった右下に1ページと書かれておる資料からでございます。最初は、日本海ケーブルネットワーク株式会社とテレビせとうち株式会社のケースでございます。申請者は平成10年3月31日の同意期限に当たりまして、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されましたが、平成18年を除き、毎年同意申込書を郵送しておりました。

次に、2ページ目でございます。株式会社鳥取テレトピアとテレビせとうち株式会社のケースでございます。申請者は平成13年6月30日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年を除き、毎年同意申込書を郵送しております。

次に、3ページでございます。株式会社中海テレビ放送とテレビせとうち株式会社のケースでございます。申請者は平成8年3月31日の同意期限後の平成9年12月に同意の申し込みを行い、放送事業者から不同意の通知後、平成10年、11年の2回、同意申込書を郵送しております。その後、平成16年までは放送事業者から、従来通りでよく、申込書は送らなくてよいと言われていたため、同意申し込みを行っておりません。平成17年以後、平成19年2月までの間は、毎年再送信申込書を郵送ないし持参しております。

次に、4ページでございます。鳥取中央有線放送株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。本申請者は平成19年4月1日付で株式会社ケーブルビジョン東ほうきと、東伯地区有線放送株式会社が合併したものですので、合併前につきましては日付欄に各事業社名を括弧書きさせていただいております。旧ケーブルビジョン東ほうきは、平成10年3月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されましたが、平成12年、13年を除き、毎年同意申込書を郵送しております。また、旧東伯地

区有線放送は、平成11年11月30日の同意期限後の平成12年1月に同意申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも平成14年、15年を除き、毎年同意申込書を郵送しております。

次に、5ページでございます。続きまして、山陰ケーブルビジョン株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。申請者は平成8年9月30日の同意期限後の平成10年ごろに同意の申し込みを行っております。その後、平成18年までは、放送事業者から従来どおりでよく、申込書は送らなくてよいと言われていたため、同意申し込みを行っておりません。その後、平成19年3月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年3月に同意申込書を郵送しております。

次に、6ページでございます。続きまして、出雲ケーブルビジョン株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。申請者は平成10年6月30日の同意期限後の平成13年7月に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年3月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、毎年同意申込書を郵送しております。

次に、7ページでございます。続きまして三原テレビ放送株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。申請者は平成7年10月31日の同意期限後の平成10年ごろに電話で同意の申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年12月の面談により再送信同意の申し込みをしております。

次に、8ページでございます。株式会社東広島ケーブルメディアとテレビせとうち株式会社についてでございます。申請者は平成10年9月30日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年2月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年12月の面談により再送信同意の申し込みをしております。

次に、9ページでございます。続きまして、尾道ケーブルテレビ株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。申請者は平成8年3月31日の同意期限後の平成10年10月ごろに電話で同意の申し込みを行っております。その後、平成18年までは放送事業者から、放送を止めろとは言わないと言われていたため、同意申し込みを行っておりません。その後、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年12月の面談から再送信同意の申し込みをしております。

次に、10ページでございます。続きまして、Kビジョン株式会社と株式会社広島ホ

ームテレビについてでございます。申請者は平成16年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その際、地元放送事業者の了解を同意の条件とされましたが、その了解がとれず、その後、平成17年10月と19年2月に再送信同意申込書を郵送しております。

続きまして、11ページ目でございます。Kビジョン株式会社と株式会社テレビ新広島についてでございます。申請者は平成15年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その際、地元放送事業者の同意が条件とされましたが、了解がとれず、その後、平成19年2月までの間、平成16年及び17年に再送信同意申込書を郵送しております。

続きまして、12ページでございます。Kビジョン株式会社と広島テレビ放送株式会社についてでございます。申請者は平成15年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行ってございました。その後、平成19年3月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年を除き、毎年同意申込書等を郵送してまいりました。

続きまして、13ページでございます。Kビジョン株式会社と中国放送株式会社についてでございます。申請者は平成15年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成19年4月までの間、放送事業者から不同意を通知されるも、平成18年を除き、毎年同意申込書等を郵送しております。

続きまして、14ページでございます。株式会社アイ・キャンと株式会社広島ホームテレビについてでございます。申請者は平成16年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その際、地元放送事業者の了解を条件とされましたが、了解がとれず、その後、平成18年2月にエリア拡張に係る再送信同意申込書を提出しました。

続きまして、15ページでございます。株式会社アイ・キャンと株式会社テレビ新広島についてでございます。申請者は平成15年10月31日の同意期限に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その際、地元放送事業者の了解を同意の条件とされましたが、了解がとれず、その後、平成18年2月にエリア拡張に係る再送信同意申込書を提出しております。

続きまして、16ページでございます。株式会社アイ・キャンと広島テレビ放送株式会社についてでございます。申請者は平成15年10月31日の同意期限に当たって、

事前に同意の申し込みを行っております。その際、地元放送事業者の了解を同意の条件とされましたが、了解がとれず、その後、平成18年2月にエリア拡張に係る再送信同意申込書を提出しております。

最後に、17ページでございます。株式会社アイ・キャンと中国放送株式会社についてでございます。申請者は平成18年2月7日にエリア拡張に当たって、事前に同意の申し込みを行っております。その後、平成18年4月に不同意を通知されるも協議を継続しておりましたが、協議中に拡張区域での再送信を開始したため、放送事業者から停止要請を受けて、平成19年4月9日に再送信を停止しております。

資料23-2の説明につきましては以上でございます。

続きまして、横長の資料23-3、「中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する判断に当たっての基本的考え方(案)について」、前回から若干修正させていただきましたので、その分を中心にご説明させていただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。若干字が細かくて恐縮でございます。まずは、裁定の判断に当たっての基本的考え方についてでございます。前回の部会では、大谷委員はじめ委員の皆様方から、協議中であったか否かを勘案し、判断すべきではないかというご意見を賜ったところでございます。前回のご審議では、同意が拒絶されていて、決定的に決裂していたという状態であれば、再送信を停止しなければならないという方向性しかないだろうが、協議中であれば、現状については変更を加えずに、特に視聴者の保護という観点から簡単には停止できなかったという状況もあり得たのではないかとといった趣旨のご発言もあったものと認識しております。

そこで、中ほどの、赤字斜体のところを書き加えさせていただきました。「有線テレビジョン放送事業者と放送事業者は、同意期限後、協議中であったか否か(協議中の場合、有線テレビジョン放送事業者は、再送信が継続して行われているという現状に変更を加えないことが否定されたわけではないものと認識したため、再送信を継続したと考えることができるか)」と書き加えさせていただいております。

続きまして、2ページでございます。次は協議状況等に関する中国総合通信局の確認等を踏まえました事実関係につきましても追加事項でございます。まず、テレビ新広島とアイ・キャン及びKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、「同意期限(H15)から、H18を除き(Kビジョンのみ)、毎年協議」というものを追加し

ております。

次に、広島ホームテレビとアイ・キャン及びKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、「同意期限（H16）から、H17（アイ・キャン）又はH18（Kビジョン）を除き、協議」を追加しております。

次に、中国放送とKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、「同意期限（H15）、H17に申込書郵送」となっておりますが、Kビジョンのほうは「H16も、同意申込書を郵送（中国放送は否定）」としております。

次に、広島テレビにつきましては、アイ・キャンは、「同意期限（H15）後、H15に協議」、Kビジョンは、「同意期限（H15）後、H18を除き、毎年郵送」として両者の認識が共通している一方で、広島テレビとアイ・キャンにつきましては、「同意期限後、H19年2月までの間、条件として提示された地元局同意に関する協議（アイ・キャン）」とアイ・キャンが主張しておることを書き加えております。

次に、テレビせとうちと三原テレビ、尾道ケーブル、東広島ケーブルメディア、山陰ケーブルビジョンにつきましては、それぞれケーブルテレビ事業者が、「同意期限（H7～H10）後、同意申込書を送信したところ、『同意書は出さないが、再送信を止めるとは言わない』等言われ、暗黙の同意があると認識し、同意申込書等は郵送しなかった」と主張している旨を書き加えております。

最後に、テレビせとうちと日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送、出雲ケーブルビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、「同意期限（H7～H10）後、基本的には、毎年（1年間又は2年間郵送しない場合あり）、同意申込書を郵送等」と加えております。

次に、3ページは飛ばしまして4ページのほうでございます。テレビ新広島の再送信につきまして、協議状況として、平成15年の同意期限から、「毎年協議（KビジョンのみH18を除く）」というものを追加しており、また真ん中の囲みにおきましては、「かつ、同意期限切れから原則毎年協議しており」と追加し、結論としても「同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか」と加えさせていただきました。

次に、5ページ目でございます。広島ホームテレビの再送信につきまして、協議状況として「同意期限（H16）から、毎年協議している（アイ・キャンはH17、KビジョンはH18を除く）」というものを追加しております。また、真ん中の囲みにおきまして、「かつ、同意期限切れから原則毎年協議しており」という言葉を追加し、結論として

も「同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか」と加えさせていただいております。

さらに、6ページでございます。中国放送とKビジョンとの組み合わせにつきましては、協議状況として、「同意期限（H15）後、H19.2までの間、H17に協議（Kビジョンは、『H16も、同意申込書を郵送。』）するものの、H17年に不同意の文書」、それと、「H19.4の協議中に再送信停止要請あり」というものを加えております。この点につきまして、真ん中の囲みでございますが、「該当する有線テレビジョン放送事業者（Kビジョン）については、同意申込書の郵送等を行っているものの、放送事業者から文書で不同意を明示され、かつ、H19.4の協議において、口頭で再送信の停止を求められている」というふうにして、結論については保留させていただいております。本日、特にご議論を賜りたいケースでございます。

次に、7ページでございます。広島テレビの再送信につきましては、協議状況として、「同意期限（H15）後、アイ・キャンについては、H15に広島テレビと協議した後、条件として提示された地元放送局と協議し、また、Kビジョンについては、H18を除き、毎年協議」というものを追加しております。真ん中の囲みにおきましては、「該当する有線テレビジョン放送事業者（アイ・キャン、Kビジョン）については、放送事業者から同意できない旨を明示されているものの、再送信の明確な停止要請等まではなされておらず、協議が完全に決裂している状況とまでは言えず、現状に変更を加えないことを完全に否定されているわけでもない」として、結論としても、「同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか」と加えさせていただいております。

最後に8ページ、テレビせとうちの再送信のケースについてまとめて書いております。協議状況といたしまして、「三原テレビ、尾道ケーブルテレビ、東広島ケーブルメディア、山陰ケーブルビジョン、中海テレビについては、同意期限（H7～H10）後、同意申込書を送信したところ、『同意書は出さないが、再送信を止めろとは言わない』等言われ、暗黙の同意があると認識し、同意申込書等は郵送しなかったと主張。出雲ケーブルビジョン、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送については、同意期限（H7～H10）後、基本的には毎年（1年間又は2年間郵送しない場合あり）、同意申込書を郵送等」というものを追加しております。また、真ん中の囲みにおきましては、「該当する有線テレビジョン放送事業者については、いずれも同意できない旨明示されているものの、一部の有線テレビジョン放送事業者については、

毎年同意申込書を郵送しているなど協議を継続して行っていると言え、また、その他の有線テレビジョン放送事業者についても、再送信の明確な停止要請等まではなされておらず、協議が完全に決裂している状況とまでは言えず、現状に変更を加えないことを完全に否定されているわけでもない」として、結論としても、「同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないか」と加えさせていただいております。

以上のまとめも加えましてご議論いただければと存じます。

以上で、23-3の説明につきましては終わりでございますが、最後に、委員限り参考ということで、A4横長の資料、「中国地方の裁定について(案)」というもので、先ほどの資料23-2と23-3につきまして、非常に見えにくうございますので、17件全体を一覧表にしてみました。放送事業者とCATV事業者、それから既に停止しているか、まだ再送信を続けているのか、それから協議の継続ぐあいについてはどうか、放送事業者が不同意についてどのようにはっきりと明示しているか、していないか、それから再送信停止についても、放送事業者のほうから求められてきているか、いないかということを一覧表にしたものでありまして、ぜひこちらのほうの資料を参考にご議論を賜れればと思います。私からの説明は以上でございます。

○根元部会長 どうもありがとうございます。それでは、いろいろ事実関係を調べていただいて、それを表にさせていただいたわけでございますが、最初に資料23-3の1ページにございます裁定の判断に当たっての基本的考え方についてご意見をいただいてから、先へ行ったほうが効率的かと思っておりますので、1ページ目についてご審議をお願いいたします。

前回も宿題となったわけですが、同意の期限切れに至った経緯等を踏まえつつ、その状況を調べて、まだ協議中というカテゴリーの中で裁定作業ができるかどうか。であればそれでやるということが基本でございますが、それで個別に考え得る場合には、個別に考えざるを得ない。その個別か全体で統一的にやれるかは、これからの審議で結論が出るかと思っておりますけれども、基本的考え方、これでよろしいということをまず確認させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

本当は、合意に至らなかったときに、すぐ裁定で申し出ていただければこんなことにならなかったわけですが、何かの不都合でずっと継続になってきているということで、それを事実として受けとめて、協議中であるので、その同意に至っていない内容を調べて、それについて裁定を行っていくという考え方でございますが、いかがでございませ

ようか。

よろしゅうございますか。前回も大谷委員から言われて、これをしないとみんな却下になってしまうんですね。この点、よろしゅうございますか。協議中を詳細に調べていくと。スタート点は明確にしておかないと、後でなかなか議論が発散してしまいますので。

○根岸委員　私は、個別に1個1個見るのかなと。そして、その事実の認定といっても非常に微妙なもので、裁判所で認定したわけでもないのに、どうかとも思いましたが、しかし、一律といっても一律認めないか、認めるかという話になるのですが、結局最終的な判断基準としては、放送番組の編集意図の歪曲のおそれがないか、そのところを判断する……。

○根元部会長　判断するような状態にあるかどうかをまず決めなければいけません。大分の場合には、すぐに判断してよかったんです。ところが今回の場合には、判断する状況かどうかということを確認してから、大分のときに検討した5つの分け方みたいなのをし、不同意で申し出ているのは同意できないという結論で、2段階になるんです。まず、裁定に至るまでに、まだ協議中であるというところを確約すると、次のステップに進めるということになるんだと思うんです。

○根岸委員　そうすると、協議中であるということは、放送番組の編集意図の歪曲とは一応関係ないことなのですか。

○根元部会長　ええ、それとは全く関係ない。資格があるといいますか、違法状態ではなくて、裁定のカテゴリーに入っている段階であると判断するかどうか。裁定の範疇に入っていなければ、我々の手に負えないところでございますので。

○根岸委員　なるほど。ちょっと5つの基準が今はっきりしませんが、その中に適格性という言葉が出てきますよね。

○根元部会長　そうですね。コンプライアンスとか何とかと、ここに引いていますけども。

○根岸委員　その適格性ということ判断する上で、協議というのやはり関係があるのだろうと思うのですけれども。しかし、適格性という問題とこの協議中という問題は一応切り離すということなんでしょうか。

○大谷委員　いや、もともとは私の前回の発言の意図からしますと、やはり編集意図の歪曲の懸念があるかどうか、適格性の判断に資するかということで、協議状態であって、

受信者の保護を優先的に考えるのであれば、協議の継続期間中はやはり現状の再送信を停止するには及ばないと。で、協議が調ったり、あるいは決裂になったときに現状を変更すればいいということについては、合理的な考え方と言えるのではないかということ、協議が実際に継続していたという放送事業者側のコメントもかつてあったことで、実態の協議状況によって再送信を停止して違法状態を解かなければいけないという認識そのものが、ケーブルテレビのほうにあったかどうかということ判断できるのではないかということでご提案したつもりでございましたので、やはり編集意図の歪曲のおそれにかかわる適格性の判断の1つの材料という認識で私のほうはおりました。

- 根元部会長　わかりました。
- 根岸委員　結論的には、多分これしかないだろうと思いますけどね。
- 根元部会長　中国のほうに質問ですが、毎年同意を求めているということをやっているわけですよね。で、毎年相手にしてもらっていないわけですよね。そういうときに、相談はなかったのでしょうか。相談というか、行政に対して、困っているみたいな。全くないですか。続けていくのは、毎年これを出しておけば免罪符みたいになるのが世の常だと思うのですが。
- 吉本中国総合通信局放送部長　実態的には黙認に近いような状態なので、一応出しておくかというような受け取り方をしておったようでございます。ただ、今回、デジタルの協議に当たって、改めて行くと、だめだということを言われたので。
- 根元部会長　ですから、多分ルールがすごく大事だという認識がなかったんですね、放送業界もCATVのほうも。なれ合いといたら失礼ですけど、あんまり大ごとじゃないとかだったんですかね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　地元であんまり争いも起こしたくないけども、公明正大に同意書を出すというところもなかなか難しいというところで、いわば内々にしていけばいいという感じがあったと思います。
- 根元部会長　そうですか。
- 大谷委員　協議が決裂してしまうと、裁定にいつてしまっ、おそらく同意しなければいけない状態になるということで、その状態も放送事業者としては避けなければいけなかったという、かなり法律を読み込んだ上での……、放送事業者皆さん足並みそろえて協議だけは継続されてきているわけで、決裂させるとまずいぞという感覚はおありだったのではないかと思うんですが。

- 吉本中国総合通信局放送部長 はい、まさにそういった決裂もさせたくないというところはあったと思います。
- 関根部会長代理 同意はしないが放送を差し止めることは現実的には難しいだろうというような言葉がたくさん出てくるわけなんですけれども、実際に同意はしないけれども、じゃあ、どうしろというのかというのは、協議の間も具体的には何の指示もなかったんですよ。すごく玉虫色のような気がするんです。
- 吉本中国総合通信局放送部長 まさにさわってほしくないというのが多分本音のところだったのではないかと思います。
- 関根部会長代理 エリア拡張に関しても、何度か訪問協議が行われているようですが、それについて、放送事業者の対応は全く返事がない感じなんです。これも一応、ケーブルテレビ側からは、依頼はするけれども、返事は来ていないという形ですよ。
- 吉本中国総合通信局放送部長 逆に粘っても黙認状態なものですから、それについてコメントできないという。
- 関根部会長代理 もともと黙認状態、できない。そうですね、強制的に止める気はない。わかりました。
- 根元部会長 こういう状況というのは中国地方に限ったことですか。ひょっとしたら全国でみんなこんなのですかね。
- 関根部会長代理 信州もなんですか。
- 藤島地域放送課長 はい。もう一つ申請されている長野がこれに近い状態で、あとは地域によってやはり違いまして、聞いている範囲では、近畿地方などは厳格な受信点主義をとられていて、直接受信できる場所は区域外に対する同意を出しますというローカルルールができ上がっていて、直接受信ができないところは再送信同意書を持ってきても一切はねる。で、はねられると勝手に再送信はしない。それで、それから直接受信ができるところについては、放送事業者のほうから同意書をちゃんと出す。一応そういうふうになっていて、関係業者がそれに従っているという話は聞いております。あとは、ただ、全国的に調べたわけではないので。
- 根元部会長 そういうルールができ上がっていて。わかりました。
- 長村先生はどうですか、前回ご欠席で。
- 長村委員 基本的考え方の中に、「協議を十分には行っていなかったり」という文章があるでしょう。この委員限りの17カ所のやつを見ると、上のほうは、毎年郵送等によ

る協議で、不同意は明示されていないと。この協議というのは、毎年郵送されるのを協議と言えるのか。課題提起として聞いてほしいんですが、年1回送っておけばいいという世界なのか、いや、ちゃんと話し合いの場を持っているんですよということなのか。

で、下のほうに行くと、『止めなくてもよい』と言われ暗黙の同意として認識し協議せず。これも「言われ」というのは文章に残っていないわけですね。で、口頭で言われているのであれば、それは暗黙の世界で、停止しなくていいと。どこがどう違うのか、みんなそれぞれ違うと思うんですが、少なくとも協議という言葉を使う場合は、やはりお互いに話し合うという世界でないとおかしいと思うんです。

だから、それぞれ状況は微妙に違うと思いますが、協議という言葉がもしこういう郵送、年1回だけであれば、ちょっと軽い言葉になっちゃってはいないかと。「止めなくてもよい」と言われたので「暗黙の同意として」というのも悪慣行じゃないかなと。この辺を、今回の裁定は別にして、その条件としてもうちょっときちんとやりなさいと。何年もきちんと同意書も出ていないのに流しっぱなしでずっときて、これからもめるようなことがあってはいかんで。その辺、各社各様だと思うんです。

文章を読んでいる限りでは、わりといいかげんな気がします。現地に行ったわけじゃないのでわかりませんが。もうちょっときちんとやっていただきたいなど。きちんとやればトラブルになるかもしれません。難しいところです。

- 根岸委員　　そもそもきちんとやれるかという問題があるのですよね。
- 根元部会長　　きちんとやれば多分ネガティブになるんですかね。
- 根岸委員　　今の話は、協議ですが、多分郵送だけしているのですかね。
- 関根部会長代理　　いや、眺めている限り、電話とか口頭も結構しています。いろいろ出しているんだけど、結局、全くそれに対してだめだと言われているところのほうが多そうですね。口頭もそれなりに入っています。
- 根岸委員　　蒸し返すのも問題ですが、私は今おっしゃったようなことがあるから、どうも1個1個これをここまでやっているからどうという結論をだすのでしょうかという疑問があったわけです。しかし、全体として協議中というのであればいいのではないかと趣旨です。だから、1つは協議の中身を1個1個追及することがそもそもできるかという問題ですね。それで、1個1個個別の状況が微妙に違うところで結論を出すのは制度の趣旨から見て、あるいは行政としてどうかという思いがあったのです。
- 根元部会長　　委員限りという資料を参考でいただいていますけれども、多分これが方

向性を決める資料になっているかもしれないですね。この資料を見れば、ほとんど同じところで、1つだけ外れているというふうにとれるんです。だから全部を、根岸先生がおっしゃるように、ここということに対して事実の説明というのは非常に煩雑になるから一般論でいくと、外れになるのはどうも1つであるという資料に見えるんです。

- 根岸委員 中国放送のところですかね。
- 関根部会長代理 そうですね。
- 根岸委員 これは難しいですが、一方は、正直にやめろと言われてやめていると。どういう事情かわからないが、他方はそうでないということなので、正直にそのとおりのやめたらそのまま、やめなかったら認められるのかという話になりかねないので……。
- 根元部会長 いや、これはやめていないんですよ。
- 関根部会長代理 ⑥番（Kビジョン×中国放送）の話ですよ、先生。
- 根岸委員 ⑥番ね。
- 根元部会長 ⑥番、やめてないですよ。
- 根岸委員 ①（アイ・キャン×中国放送）はやめているわけでしょう、初めから。
- 関根部会長代理 ①はそうですね。
- 根元部会長 ①は全然問題ない。
- 関根部会長代理 これも問題ないんですか。⑥ですね、問題は。
- 根岸委員 問題はないのかもしれませんが、同じ中国放送の放送について域外再送信をやるかやらないかという問題ですよ。そして、一方は途中からかどうかわかりませんが、とにかくそのとおりのやめているわけでしょう、①番。それで⑥はやめていない。これで⑥は結構です、同意してくださいということになるのかという問題がある。協議という範疇でいくと、みんな同じであるのだけれど、①との関係でどう説明する……。
- 根元部会長 ①はあれですか、同意しないというのは、中国放送は文書で伝えているんですか。それとも……。
- 吉本中国総合通信局放送部長 不同意は文書で出しています。
- 根元部会長 文書でやっている。
- 根岸委員 いや、⑥も文書ですよ。
- 根元部会長 文書ですね。それについて、従っているところと従っていないところの2つに分かれている。それから文書で出しているところはほかにあるんですか。明確に社印を押して、同意しないという公文書的なものは。

- 長村委員　　ないでしょう。
- 根元部会長　　ほかはないのかもしれませんがね。だからそういうところで分けられるかもしれない。
- 根岸委員　　そうですね、①の事情というのはわかりませんね。ただ言われたから「はい」ということで、特に何の理由や背景もないのか。
- 吉本中国総合通信局放送部長　　では、①の事情を説明させていただいてよろしいでしょうか。
- 実は、この①につきましては、アイ・キャンというケーブルテレビ事業者の株主のところからこの中国放送というのがございまして、ちょっと株主として立場を考えてほしいということで申し入れを行いまして、やめたというような実態でございます。
- 根元部会長　　別な論理ですね。
- 関根部会長代理　　別な論理ですね、役員派遣というところだから。
- 根元部会長　　いなければ、流していたのでしょうか。
- 関根部会長代理　　これはむしろ地元の放送局が全部のケーブルに対して文書で明示的に停止を依頼するというのはあり得ないのでしょうか。
- 根岸委員　　これからですか。
- 関根部会長代理　　ええ。だとすると、そこからまた⑥と同じように明示された結果としての裁定申請ということで……。
- 根元部会長　　明示したら停波するんですか。
- 関根部会長代理　　止めなきゃいけないことになりますよね。
- 根元部会長　　裁定が出るまで止めなきゃいけない。
- 関根部会長代理　　そうすると、確かに市民に対する影響が非常に大きくなるので、問題が顕在化して、やはり止めちゃだめよというふうに世の中がなっていくんじゃないかという気もするんですけれども。いわゆる玉虫色の不同意なんだけれども、停止を明示しないという民放局側の態度が問題をものすごく複雑にしている気がするんです。どっちなんだと。同意していないんだったら、本来は止めろと文書で明確に出すべきです。だって、ケーブルテレビ側は毎年同意書を依頼しているわけですよね。それに対して返送してくるだけで、実際に不同意ですという文書は1回も送っていないわけですよね。それは民放側の手落ちじゃないですか。
- 根岸委員　　不同意と言っちゃうと、裁定になっちゃって、アブハチ取らずというか、

逆の結果になって、そういうことを考えたかどうかわかりませんが、そういうこともあるということ。

○関根部会長代理　　ですよね。そうすると、だけど裁定申請を出された我々としては、受けやすいじゃないですか。

○根元部会長　　まあ、スタート点は整うから、楽なことは楽だけでも。

○関根部会長代理　　出してほしいな。

○長村委員　　地元の民意を考えると、放送局の立場からすると、それは得策でないという力学が働くんでしょうね。

○関根部会長代理　　でしょうね。だからこういう玉虫色の決着になっているんでしょう。

○長村委員　　これをだめだと言い切れるのかどうかです。不同意を出しなさい、で、裁定でひっくり返されたら、何だと。

○関根部会長代理　　出しなさいとはこちらからは言いにくいでしょうけどね。

○長村委員　　という世界が起こっていいのかどうかという判断はあります。

○根岸委員　　これは確認ですけど、今のところはアナログですよね。

○根元部会長　　アナログです。ですから、アナログで一応決着をつけておいて、デジタルでスムーズに行きたいというのが本質なのかな、違いますか。アナログで既得権をとっておいたと、同じようにデジタルへ行ってもという。そのために19年2月あたりから整理が始まったんですよ。

○関根部会長代理　　どこかにありましたね。3番の中海テレビとテレビせとうちのところ、放送事業者側の対応、これは3ページですけど、2011年にアナログが終了するので、今から強制的に止める要請はしないというふうに明記されているんです。今おっしゃったようなところで、それまで待とうよと放送事業者はそう思っている。ケーブルはその前にとまっているわけですね。

○根元部会長　　だから社会環境が大分変わってきたので、現実と裁定のルールがそぐわないところというか、時間的ずれがあって、裁定するほうも非常に難しくなっているんです。

○関根部会長代理　　難しいですけど……。

○根元部会長　　また基本的考え方に戻りたいのですが、協議を行っているという定義が不明確であるけれどもというのはいくらでもそのとおりなんです、そこを何か考えることによって、基本的考え方を逸脱しないで裁定に持ち込むということはできないですか。

- 長村委員 いや、協議という言葉は広義的解釈しかできないと思うんです、我々の、このテーブルでは。それで、裁定されたとしても協議の度合いが、例えばきょう、吉本さんが来られていますけども、地元の総務省の所轄から見て、これは協議と言えるのかという場合は、ちゃんと事後のご指導を個別にさせていただくという世界で私はいと思います。
- 根元部会長 事後ですか、裁定後という意味ですか。
- 長村委員 裁定と同時にです。
- 根元部会長 じゃあ、注文をつけることですか。
- 長村委員 そうですね、協議の度合いが見えない。
- 根元部会長 附帯資料みたいに、前回出したように非常にゆゆしき状態にあつて必ずしも正常とは言えないとか、文書を出して、各業界におかれてはその辺を十分留意されて、健全なことを維持されることを強く望むとか、そういうことですか。
- 長村委員 そこまでいなくても、ここは地元の作業として、指導が必要なところは指導いただくという行政の範囲でいいと思うんです。
- 根元部会長 そうですか。
- 根岸委員 裁定後、要するに同意すべしとされているのですよね。それで、その後、どういう指導をするのですか。
- 根元部会長 裁定している、附帯状況はないはずだと。困ったね。
- 長村委員 なるほど。裁定しちゃうと、今後とも協議が要らなくなるんですね。更新という協議は要らないんですか。
- 藤島地域放送課長 裁定自身には期限は絶対つけたらいけないというわけではないと思いますが、過去にはつけたことはない。ただ、裁定を出した後も、結局双方でそれを話し合っって同意書を交わしたというケースがありまして、サンテレビと山陰ケーブルビジョンのケースですけれども、この場合には、同意書が交わされると、結局それは裁定の効果を上書きしますので、同意書の中で同意期限があれば、再度期限切れの後は同意のルールにのっとってということと今のところ解釈しております。
- 関根部会長代理 そこで、また不同意のまま認めて、止めることはしないという、今のが続いてしまう可能性もあるんですか。
- 根岸委員 私は中国放送の2つについて、公平という観点からどうかなと思いましたが、そういう事情を考えると、⑥だけ何かというわけにもいかないという気はします。

そうすると、基本的に協議中という状態であって、そして受信者の利益を考えて、全体として同意すべしという結論になるのではないかなと思います。⑥だけというのは、ちょっと今の事情だと難しい。

○長村委員　先ほどの協議の取り扱いですけども、さすれば、裁定を告知するときに両者間に言うわけですから、地元の総務省の出先として、やはりもう少し真摯な協議が必要だったのではないかという注意というんですか、喚起というんですか、そういうのを行政で発揮してもらおう。こちらではそれぞれの違いがわかりませんから。そういうことで、行政にゆだねてはどうでしょう。

○大谷委員　結果的にはおっしゃるとおりだと思うんですが、多分放送事業者の側というのは、協議の当事者能力がないという印象を持っているんです。協議の帰趨を決める立場にありながら、自分のところだけ一抜けたということで、勝手に同意したりとか、不同意を決定的に通告するというのもおそらくできない力関係というか、放送事業者の民放連などの集まりではっきりそういったことも、談合的にいうんでしょうか、決められていたとすると、個別の行政指導というのがどのぐらい効力、効果を持つのか。

実効性の有無は私はよくわからないですけれども、結局制度論みたいになってしまうんですが、そういう当事者能力がない人に協議をゆだねる仕組みというのは、やはり何か今の仕組みには少し課題があって、今別なチームでというか、研究会のほうでさまざまな検討をさせていただいている中でも、そういう協議のあり方も含めて検討してほしいという要望、また裁定を出すときに一言コメントで追加するというようなやり方で、何か記録に残すことができればいいのかかなと思ってはいるんですが、おっしゃるように、行政指導がうまく機能する余地があるのであれば、それに期待をかけたいと思うんです。

○根元部会長　それも手ですよ。せっかく今研究会でやっていただいているから、同じような……。

○長村委員　進行形なんですよ。

○根元部会長　だから、こういう問題が出て顕在化しているから、それに対しても十分考えてくれと。単なる行政指導だけでは機能しないから、全般的に考える必要があるかもしれない。それはいいかもしれません。

それで、問題は中国放送ですが、中国放送は文書で出していて、片や役員がいるから止めた、片方はいないから止めていないという違いがあって、この取り扱いですね。それで、根岸先生はそれも一括から外すにはかなり難しいというご意見ですが、これに関

していかがでしょうか。

○大谷委員　やはり協議という条件を入れてしまいますと、この中国放送対Kビジョンというのは、協議が実質的に決裂していたのではないかと評価できるような状態にあって、ここだけを別にしなければいけなくなってしまうので、その結論が妥当かというところ、おそらくそれは協議という目から見れば外れてしまうけれども、ほかの視点を入れると、必ずしもそうではないということがあって、協議という話を持ち出したのは私自身ですが、でも、やはりこれでいいのかなという思いは出てきてしまいます。

○長村委員　⑥、⑦（広島テレビ放送×アイ・キャン）、⑧（広島テレビ放送×Kビジョン）が違う行動をとっている背景をもう少し説明いただけませんか。なぜこういう状況になっているのか。ほかと違うでしょう、⑥と⑦と⑧は。

○根岸委員　⑥と⑦、⑧、「不同意を明示」ですか。

○長村委員　いや、「停止を明示」でしょう。

○根岸委員　「停止を明示」は違います。

○長村委員　「停止の検討を要請」でしょう。

○根岸委員　だから、⑥、⑦、⑧はそこが……。

○長村委員　ほかと違うんですね。

○根岸委員　「停止を明示せず」というのとは違う。

○長村委員　何かあるのかなと。特に⑥番がほかと違うような背景があるのかなのか。

○根元部会長　ただ、これは不同意の文書を出したのが今年の3月なんですね。だから、全国的にもめるようなところを、一気に嫌だと言ったんでしょう、ことしの3月だから。それまでは普通にみんな同じだったんだけど。

○関根部会長代理　でも、17年にも1回出していっちゃいます。

○根元部会長　17年も、そうか。出しているんですね。

○関根部会長代理　ええ、このときにも文書通知なんですよ。

○根元部会長　強い意思があるんですよ。TBS系として。

○関根部会長代理　そうですね、立場上……。

○長村委員　立場上最大ネットワークを持っているところだから、範を示さなければいけないということですか。

○吉本中国総合通信局放送部長　はい。まさに管内では一番中核となる会社なもんですから。

- 根元部会長　だから、1回止めて、裁定に持ち込めと言っているわけです。裁定に持ち込んだら、同意しなさいというのをここで簡単に言っているかもしれませんが。
- 関根部会長代理　でも、これでKビジョンが停止してしまえば、我々としては裁定に持ち込まれたら同意せざるを得ないということになるわけですよ。
- 根元部会長　同意せざるを得ないね。
- 関根部会長代理　そうですね。停止していないから問題が。
- 根元部会長　拒否する理由はない。今のところは不同意で広義の協議が終わっているから、我々は手が出せないから、放送業界のほうで環境を設定して、もう一回仲裁を申し出なさいと。そういう切り分けをするとある程度すっきりするかもしれない。
- 関根部会長代理　そうですね。
- 根元部会長　だから、これは結構長引くわけですよ。
- 根岸委員　これはアナログなので、アナログはどうなるのですか。
- 根元部会長　あと2年。
- 関根部会長代理　あと3年半ですよ。
- 藤島地域放送課長　あと3年と9カ月です。
- 関根部会長代理　その間にきっと変わっちゃうんでしょうけど。
- 根元部会長　だから、長野のことはよくわかりませんが、大御所が出てきたときにどうなるか。
- 根岸委員　基本的にはここで裁定の案を求められているのですよね。
- 根元部会長　そうですね。
- 関根部会長代理　裁定しますというロジックをつくらうとしているんです。
- 根岸委員　同意しないことに正当な理由がないかということで、同意すべしと多くのものはそういう方向に向いているわけですよ。
- 根元部会長　そうですね、今のところは。ただ、だから⑥番については、放送業界が明確に不同意を文書で言っているので協議は終了していると思うので、一応停止して、再度チャレンジ。
- 根岸委員　もう一度裁定する？
- 関根部会長代理　停止ですよ。
- 根元部会長　電波を止めて、その状態で裁定してくださいと。
- 関根部会長代理　という言い方もできるんですけど。

- 根岸委員　それは、法律家がしそうな非常に形式的な感じはしますが……。
- 根元部会長　よくわからんですけども、うわさによると後で長野が控えていて、それが本丸みたいな話です。
- 関根部会長代理　ええ、そうですね。
- 長村委員　そうですね。ものすごくでかいですね。
- 根元部会長　ここで1つのグレーゾーンの判断というのは、そのとき我々が困るかもしれないという危機感はあるんです。特にTBS系が中国放送ですから。そうすると、やはり明らかに不法であるのは、不法状態をやめて仲介を出せと言ったほうがこちらとしてはすっきりします。それで、例えば我々とすれば、大分で判断した5つの原則にのっとり、放送の意図を乱しているかどうか徹して話せますから。そこから別なところへいくと、いろいろな話が出てなかなか明快じゃなくなるような気が、心配しているんです。
- ここはここで、我々は現行法でやると言っているわけですから、現行法で協議が終わっていると判断して、現行法だったら停波すれば出せる、そうしなさいと。そうすると、長野もみんなそうなるのでないんですかね。
- 関根部会長代理　ケーブルのほうにいったん全部停止しろという……。
- 根元部会長　いや、わかりません。長野がどうなっているかわからない。
- 関根部会長代理　いや、中国放送の場合ですけど。
- 根元部会長　中国放送はKビジョンだけでしょう。
- 大谷委員　Kビジョンだけです。
- 根岸委員　停止しろというのはだれが言えるのですか。
- 根元部会長　同意しない……、停止するのは向こうの一存ですか。
- 藤島地域放送課長　同意しなくてもよいという裁定を出すと、不同意の事実がとりあえずその時点で確定いたしますから、停止と同義かと思います。
- 根岸委員　ある種形式的なほうがやりやすい。
- 関根部会長代理　そう、形式的ですよ。それでやるしかない。
- 根元部会長　これで終わるならいいですけど、これは中国地方だけで、どうも違うような気もしますので。
- 根岸委員　あちこちからやってきましたから、それはそうです。
- 根元部会長　手紙がいっぱい来ましたよね。あれはただごとじゃないと思うんですけど

ど。

○関根部会長代理　　いっばい来ていましたよね。すごく大変なんですよね。やってられない、メールで欲しいな。

○根元部会長　　何なんだと思うんですけど、それだけだからセンセーショナルな話題なので、ここであんまりグレーゾーンを残さないほうがいい感じはするんです。

○根岸委員　　そのほうが処理はしやすいかもしれない。なぜだというと、形式的な手続のところこうだというのが1つのやり方ですね。これは文書で不同意を明示し、停止も明示している。これは明確だと。ほかはそれが明確でないと。でも、これは確かな事実なのしょうね。事実として今はつかめないと困りますね。

○長村委員　　原則を貫く中で、やはり貫かなければいけないと思うんです。⑥の場合は、貫く中で結果が見えているんですよね。いったん停止して、また起動する。この不自然さを考えて、中国放送に無駄なことと言ったら怒られるね、要はよう考えてよ、結論出ますよ、本当に今の段階で翻意できませんかというふうな持っていき方はできないんですか。

○根岸委員　　裁定の最中に行政指導というのはちょっと問題ではないでしょうか。

○長村委員　　それだったら、もう原則を貫くしかないですよ。

○根岸委員　　貫いたほうがいい。で、確かにこれで同意しないということが裁定の内容とすると、今度は改めて停止して、そして協議を申し立てる。協議じゃなくて裁定ですか、もう一度協議するのですか。協議して、また決裂して裁定と。

○関根部会長代理　　二、三年かかりそうだ……。

○根岸委員　　三百代言的ですね。

○根元部会長　　でも、そういう方法をとったとしたら、放送業界は、今のところみんな文書で不同意だと出すよね、裁定が出た瞬間に。

○関根部会長代理　　不同意を明示……。

○根元部会長　　不同意だということは、みんな調停ができていないというので、ほかの地域も停波せざるを得なくなる。

○大谷委員　　そうですね。

○根岸委員　　それはそれでルールどおりに動くということかもしれません。

○関根部会長代理　　地元放送局は、これは本当に不同意の明示のメール、手紙なりは出しますか。

- 藤島地域放送課長 地元の考え方次第かなと思います。
- 関根部会長代理 そうですね。
- 根元部会長 難しいね。
- 根岸委員 しかし、三百代言と言われようと、やはり形式的なところでやるのがよいかもしれない。
- 根元部会長 フェアネス。
- 根岸委員 と思いますね。裁定を求められているわけだから、行政指導は途中ではちよっとまずいなと。確かに妙な感じではあるのですが、でもこれはルールどおりなんです。それは不同意、「文書ではやっていないが、ちゃんと言っているじゃないか」と言われても、それは明確じゃないと。
- 関根部会長代理 ということは、停止するまではこの委員会としては同意は出せないということになるわけですね。
- 根岸委員 ⑥だけでしょう。
- 関根部会長代理 そうですね。あとのものもどうですか。
- 根元部会長 もう一回裁定、申請してもらわないと。
- 根岸委員 ⑥について。
- 根元部会長 ⑥について。だから、早くて1回で決めるでしょうから。
- 大谷委員 ⑥というか、Kビジョンの中国放送を停波すると、何世帯ぐらいが影響を受けるんでしたでしょうか。前にもお聞きしたのにすっかり忘れてしまって。世帯数じゃなくても、定量的な何かがわかればいいんですけど。
- 根岸委員 影響ですね。
- 大谷委員 そうです、影響です。TBS……。
- 藤島地域放送課長 加入世帯数は現在2万5,271世帯となっています。
- 根元部会長 それはアンテナをつけていないから……。地元のやつではTBSしか見られないの？
- 藤島地域放送課長 いえ、地元TBS系はたしか……。
- 吉本中国総合通信局放送部長 TYSテレビ山口です。
- 藤島地域放送課長 テレビ山口、そうです。全然見られなくなるわけではありません。
- 関根部会長代理 テレビ山口なわけですか。じゃ、いいんじゃない。じゃ、あんまり影響出ないかな……。

- 根元部会長 あんまり影響はない。でも、ケーブルテレビにしたら、アンテナは要らないという人はだめだね。自分でアンテナを立てないという。
- 藤島地域放送課長 そうですね。隣の家がケーブルにたまたま入ってなくて、アンテナを立てて山口放送じゃなくて、中国放送を見続けていると。でも、ケーブルに入っている人は見られなくなるけど、そういうことは現実問題として起こり得る。
- 吉本中国総合通信局放送部長 ただ、このKビジョンのエリアにつきましては、広島
の受信は相当条件がよいところ以外はちょっと難しいところのほうがむしろ多いと思われ
れます。
- 藤島地域放送課長 先ほどのもう一つのアイ・キャンのほうは岩国で、これは広島と
完全に隣接していますので、かなりアンテナを上げれば見られるところが多いかと。
- 根元部会長 2万世帯。
- 関根部会長代理 2万5,000世帯ですね。ここだけ別扱いでやりますか。
- 根岸委員 今の事情は多分、この文書で不同意を明示しているわけだから、これはこ
れでやるしかない。ただ、だめ押しで影響もどうですかと聞いたということであって、
だからどうなるというものではないと思います。、Kビジョンがそういうふうに利益を考
えれば、直ちに対応するということですよ。
- 根元部会長 そうですね。一応そこを大事にするなら、即刻行動するはずですよ。
- 関根部会長代理 もう1回裁定申請を出してくれたら……。これだけですよ、難し
いのは。
- 根元部会長 そうですね。なかなか難しいけども。
それであと、長村先生からありました表現ですけど、協議はいろいろなバラエティー
を持たずというんじゃないで、実際に調べていただいて、全部について共通の表現とい
うのは可能ですか。
- 長村委員 どうでしょう。
- 根元部会長 事実関係を調べていただく。やはりいろいろなケース・バイ・ケースで
書かなきゃいけなくなってきますか。
- 藤島地域放送課長 冒頭大谷先生からありました事業者としての適格性の判断につい
て、これについては前回の大分裁定のときにも、大分ケーブルネットワークの関連で、
事業者としてどれぐらいの適格性を判断するかについて、少し検討させていただきます。
- 根岸委員 この横長の表ですけど、「協議していたか？」というのと、次と、「不同意

の明示」と3つに分かれています。協議というには結局総合的に考えるしかないのですよね。だから、結局不同意の明示もせず、停止も明示していないということも総合的に考えると、なお協議中であるということに多分なると思います。

○関根部会長代理　そうですね。停止の明示がなかったということは、協議中であるというふうに、ものすごく大まかにとらえるしかないんじゃないかと思っているんです。

○根元部会長　総合すればね、一般的には。

○根岸委員　総合するのじゃないでしょうかね。

○根元部会長　それはそうだね。

○関根部会長代理　玉虫色ですけど。不同意の明示と停止の明示は別だから……。

○長村委員　1回考えていただきましょうか。

○根元部会長

基本的に今の議論でよろしいですか。ですから、まとめていただいた17のうちで、明確に文書で不同意を明示されているところの協議は一応不調に終わって終了ということですので、裁定から外れる。ほかについては、広い意味での協議中なのでということと、それで同意せざるを得ない理由は見つからないという理由で答申案をおつくりいただいて、それでまとめの方向ということによろしいでしょうか。

それとあと、行政指導というか、新しい研究会に対する要求というか、こういう事実があるので、今後不具合ができないような制度設計が要るんじゃないかみたいなコメントがあればベストだということですので、それもあわせて次回までお考えいただいて。

丁寧ないったほうがいいかもしれません。

○藤島地域放送課長　はい。

○根元部会長　じゃ、そのようによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、予定しておりました審議は終了いたしておりますが、何かほかにご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次回はまた調整させていただいておりますが、11月15日木曜日の午後4時からということがございます。答申案が出る予定でございますので、よろしくお願いいたします。

閉　　会

○根元部会長　本日はどうもありがとうございました。閉会させていただきます。